

令和4年度第4回印西クリーンセンター環境委員会

会議録(概要版)

1. 期 日 令和5年3月4日(土) 午前10時から12時まで

2. 場 所 印西地区環境整備事業組合3階大会議室

3. 委員出欠状況

☆甲(9名中 9名出席)

1. 組合 事務局長	鈴木 秀 昭	6. 次期施設推進室 室長	国 友 栄 一
2. 組合 庶務課長	山 崎 昌 志	7. 印西市クリーン推進課長	藤 卷 孝
3. 印西CC 工場長	勝 田 博 之	8. 白井市環境課主事	高 石 龍 太
4. 印西CC 業務班主査補	渡 辺 祐	9. 栄町環境協働課長	塩 崎 一 郎
5. 印西CC 施設班副主幹	海老原 雅 美		

☆乙(24名中 17名出席)

1. 小倉町内会	○欠席	15. 小倉台アビック21自治会	不在
2. 牧の木戸一丁目自治会	木 曾 修	16. ファーストスクエア小倉台自治会	若 林 茂 樹
3. 木刈三丁目町内会	中 村 吉 男	17. セカンドスクエア小倉台団地自治会	不在
4. 木刈四丁目自治会	サントス 奈津子	18. サードスクエア小倉台団地自治会	梅 澤 敏 明
5. 木刈五丁目自治会	堀 暢 子	19. 原山西町内会	不在
6. 内野町内会	不在	20. 木刈一丁目町内会	吉 田 一 夫
7. 内野西団地自治会	○欠席	21. ネットス自治会	大 木 清一郎
8. 内野東団地自治会	早 川 憲 彦	22. 高花二丁目北自治会	遠 藤 行 雄
9. 内野中央団地自治会	成 安 裕 司	23. 桜苑式番街自治会	○欠席
10. 内野南第二団地町内会	神 田 由 子	24. コーポシティ桜台自治会	○欠席
11. 原山中央自治会	川 村 晃	25. ガーデンスハウス木刈自治会	○欠席
12. 原山町内会	原 澤 良 知	26. 大塚三丁目町内会	矢 崎 良 枝
13. 高花一丁目自治会	○欠席	27. コネクト原山町内会	○欠席
14. 高花四丁目町内会	岩 井 邦 夫	28. 原山花の丘自治会	下 村 政 子

☆傍聴者 なし

☆事務局 2名

会議次第

1. 開会
2. 議長選出(甲側委員)
3. 議事録署名人の選出
4. 議 事
 - (1) 印西クリーンセンター操業状況について
 - (2) 次期中間処理施設整備事業の進捗状況についての報告
 - (3) 自治会からの質問事項の回答について
5. その他
6. 閉 会

配付資料

- ・令和4年度第4回印西クリーンセンター環境委員会 次第、委員名簿、席次表
- ・報告事項1 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について
- ・搬入車両数と搬出車両数について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(資料1)
- ・印西クリーンセンター放射性物質に関する報告について・・・・・・・・・・(資料2)
- ・次期中間処理施設整備事業の進捗状況について・・・・・・・・・・・・(資料3)
- ・自治会側から事前に提出された質問(写)について・・・・・・・・・・・・(資料4)
- ・自治会側からの質問事項に対する回答書について・・・・・・・・・・・・(資料5)

4. 議 事

議題（１）【印西クリーンセンター操業状況について】

表－１）令和４年度１１月～１月の月別ごみ搬入量及び焼却量等の操業状況

- ・報告事項１、操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果についてご報告いたします。
表－１）、令和４年度月別ごみ搬入量及び焼却量などの操業状況です。令和４年４月から令和４年１０月までは報告済みとなっておりますので、今回報告するのは網かけとなっている１１月分から令和５年１月分を報告いたします。なお、事前に資料としてお渡ししてあることから、細かい数値の読み上げは行わず、令和４年度１月までの合計値と前年度比をご報告させていただきます。
- ・令和４年度１月までのごみ搬入量合計は４万１,８１３トン、前年度と比較しますと３３５トン、約０.７９％の減、うち事業系ごみの合計は１万１,６６３トン、前年度と比較しますと２０５トン、約１.７９％の増となっております。ごみ焼却量合計は３万９,４３１トン、前年度と比較しますと６０３トン、約１.５１％の減となっております。
- ・５ページ、６ページにつきましては、ただいま説明しましたごみ搬入量の推移及び１人１日当たりのごみ量を折れ線グラフに表したものとなります。

表－２）排出ガス測定

- ・７ページになります。７ページ、表－２）、①、排出ガス測定につきましては、１号炉で令和４年１０月２６日に、２号炉で令和４年１１月４日に、３号炉で令和４年１２月１日に測定を行っており、その結果は全て協定値、水銀に関しては規制値の範囲内です。
- ・続いて、８ページになります。では、８ページ、表－２）、②、排出ガス測定（ダイオキシン類）ですが、こちらは１号炉で令和４年１０月２６日に、２号炉で令和４年１１月４日に測定を行い、その結果は規制値、協定値の範囲内でありました。
- ・続いて、同じく、同ページの８ページの右側に記載の処理飛灰に含まれるダイオキシン類ですが、令和４年１１月４日に測定を行っており、その結果は規制値の範囲内です。

表－３）騒音・振動測定

- ・次に、９ページになります。９ページ、表－３）、騒音・振動測定ですが、令和４年１１月２２日に測定を行っており、その結果は全て規制値、協定値の範囲内です。なお、１６ページに当日の気象状況、１７ページにそれぞれの測定位置を図示してあります。

表－４）悪臭物質測定

- ・次に１０ページになります。１０ページ、表－４）、悪臭物質測定ですが、既に測定結果を報告済みですが、令和４年５月１８日に測定を行っており、その結果は全て規制値、協定値の範囲内です。こちらも１６ページに当日の気象状況、１７ページにそれぞれの測定位置を図示してあります。

表－５）臭気濃度測定

- ・次に、１１ページになります。１１ページ、表－５）、臭気濃度測定ですが、こちらも既に測定結果を報告済みですが、令和４年５月１８日に敷地境界、２号炉煙突出口、臭突出口で測定を行い、その結果は全て目標値の範囲内です。

表－６）処理水の水質測定

- ・次に、１２ページになります。１２ページ、表－６）、処理水の水質測定ですが、協定書第６条、第８条の規定により、健康被害の生ずるおそれのある１０項目を年１回測定するものです。こちらも既に環境測定結果を報告済みですが、令和４年６月２８日に測定を行い、その結果はダイオキシン類を除いた９項目は全て定量下限値未満であり、ダイオキシン類は測定値がゼロとなっております。

表－７）排ガス中の重金属測定

- ・次に、１３ページになります。１３ページ、表－７）、排ガス中の重金属測定については令和４年１２月１日に測定を行い、測定結果としましては、測定項目全てで定量下限値未満です。

表－８）ごみ質分析

- ・次に、１４ページになります。１４ページ、表－８）、ごみ質分析の調査結果について報告します。直近では令和４年１０月２６日に測定しましたところ、紙類が３６.６％、厨芥類が１４.４％、布類が１.４％、草木類が４.７％、プラスチック類が３４.９％、ゴム類が０.２％、金属類が１.３％、ガラス類が０.２％、瀬戸物、砂、石が０.７％、その他が５.６％、水分が３５.１％、見掛比重０.１３１キログラムパーリットル、低位発熱量３,０１０キロカロリーパーキログラムでした。

表－９）気象測定結果

- ・説明済みになります。

まとめ

- ・次に、18ページになります。18ページにまとめとして極めて簡単ではありますが、測定結果を一言で記載しました。令和4年11月から令和5年1月の操業状況の報告として、各種測定結果について規制値、協定値及び目標値以内で問題はありませんでした。なお、今後も安全な操業に努めてまいります。

【搬入車両数と搬出車両数】

(令和4年11月から令和5年1月搬入搬出車両数)

- ・次に、19ページになります。19ページの資料1です。令和4年度4月から令和5年1月分の搬入、搬出の車両台数を報告いたします。令和4年度4月から令和5年1月分の搬入車両の合計が3万2,732台で、前年度との比較では384台、1.16%の減となっております。搬出車両の合計は1,893台で、前年同時期との比較では1台、0.05%の増となっております。搬入車両数と搬出車両数の報告は以上となります。

【印西クリーンセンター放射性物質に関する報告について】

- ・次に、20ページになります。20ページ、資料の2になります。印西クリーンセンター放射性物質に関する報告です。焼却灰の放射性セシウムの測定結果は、直近の1月で飛灰が64ベクレル、主灰は13ベクレルでした。
- ・次に、21ページです。21ページの排ガス中の放射性セシウムの測定は月1回行っており、これまで検出されたことはありません。
- ・続いて、22ページ、23ページになります。22ページ、23ページ、空間線量の推移について、印西クリーンセンターの敷地内と敷地境界、計9地点で週1回測定しており、そのうち第1地点、第2地点、第3地点、第4地点、第6地点の5地点は、指定廃棄物の一時保管場所の近くと、クリーンセンター敷地境界の東西南北（四隅）に相当する地点ということで、当該各箇所の月平均値を載せています。直近1月の測定平均で一番高いのは、第3地点で0.086マイクロシーベルトでした。グラフの中央部分で、平成30年度からの横ばい部分については記入を割愛しております。
- ・最後に、24ページになります。24ページ、焼却灰の処理状況については、放射性物質の測定結果より基準値8,000ベクレル以下を確認し、印西地区一般廃棄物最終処分場へ埋立処理をしています。令和4年度1月末現在の搬出先及び処理量については、記載のとおりであります。また、当初発生した基準値を超えた指定廃棄物は、一時保管を継続しています。令和4年度1月末時点での印西地区一般廃棄物最終処分場の現況ですが、埋立率が27.49%という状況です。
報告は以上となります。

【質疑応答】

[議 長]	説明が終わりました。質疑等がある場合には、挙手の上、自治会名、お名前を述べてから発言をお願いいたします。 質疑はございますか。よろしいですか。 [「なし」と呼ぶ者あり] では、次に入ります。
-------	--

議題（2）【次期中間処理施設整備事業の進捗状況についての報告】

25ページの資料3を御覧ください。令和4年度の次期中間処理施設整備事業の事業内容及び進捗状況となっております。こちらについては、2月末時点の進捗となっております。

続きまして、進捗状況の説明といたしまして、次のページの26ページを御覧ください。令和4年度次期中間処理施設整備事業のスケジュールとなっております。本事業につきましては、令和10年度の稼働開始に向け、新クリーンセンターの施設整備と施設用地までの進入路の整備、そして、地域振興策について各種の業務を進めております。

変更点についてご説明いたします。事業内容の1つ目の新清掃工場の建設計画に伴う都市計画案を作成する上で、都市計画原案の縦覧を来週の月曜日、6日の月曜より20日まで行うこととしております。都市計画の手続きにつきましては、令和6年の3月に手続が完了することで進めてまいります。

次に、2つ目のアクセス道路についてですが、今年度につきましては設計業務と用地買収を進めております。設計業務につきましては8月に完了しており、用地につきましては現在交渉を進めているところでございます。地域振興策の用地につきましても、同様でございます。

次に、用地管理業務でございますが、次期中間処理施設用地の草刈りを年2回行ってございまして、10月に2回目の草刈りが完了しております。地域振興策の用地の草刈りににつきましては、用地取得の状況や草の繁茂状況に応じ、対応をしております。

次期中間処理施設の令和10年度の稼働に向けて計画的に事業を進めていきたいと考えております。
説明は以上となります。

【質疑応答】

[議 長]	説明が終わりました。 質疑等がございますか。
[乙委員]	これは「令和4年度」って入っているのですがけれども、今年度というのはスケジュール的には、 どういうふうになる。別にまた出てくるのですか。
[甲委員]	令和4年度のスケジュールということで、26ページのほうに。
[乙委員]	いや、今度5年度になりますよね。 この令和5年度の予定というか、スケジュールはどういうふうになるのでしょうか。また、別に 出てくるのか。
[甲委員]	別には載せてはいないのですがけれども、令和5年度ということで、今年度用地取得のほうを進めて おりますので、来年度につきましては第1回のときに。
[乙委員]	第1回目のときに出てくると、こういうことですか。
[甲委員]	はい。
[乙委員]	はい、分かりました。
[議 長]	次、よろしいですか。ほかにもございますか。 [「なし」と呼ぶ者あり] それでは、次に入らせていただきます。

議題（3）【自治会側からの質問事項の回答について】

質問1. 表一2②排出ガス測定（ダイオキシン類）のデータの件

表一2②排出ガス測定（ダイオキシン類）の【1 排出ガスに含まれるダイオキシン類の測定
値】の3号炉の内訳でダイオキシン類（コプラナーPCB以外）とコプラナーPCBは0.00016と
0.00081と記載されているが正しいかに対して、データを提示されたが、サンプルの取違いや
データの照合の取違いの可能性は確認していただきたい。（今までの測定結果では、ダイオ
キシン類（コプラナーPCB以外）とコプラナーPCBではダイオキシン類（コプラナーPCB以外）
のほうが多い場合が多い。記載の数値が正しいとしたら、3号炉で何か起きていたのでは
ないかと推察されるのであるが。）

【回 答】

それでは、1番の質問に対する回答のほうをご説明します。測定事業者へ確認したところ、記載してある数
値に誤りはなく、サンプル等の取違いはないとの回答をいただいております。なお、操業についても安定した焼却処理をしております。

[議 長]	説明が終わりました。質疑等がございますか。 [「なし」と呼ぶ者あり] 次に入ります。2番、指定廃棄物の件についてお願いいたします。
-------	---

質問2. 指定廃棄物の件について

(1) 2022年3月29日に要望書を提出して以降の進捗状況は。

(2) 今年度の環境省職員による保管状況の確認は終了したか。

【回 答】

2番の質問について回答させていただきます。(1)、指定廃棄物の処理に関する5市（松戸市、柏市、流山
市、我孫子市、印西市）連名による要望書につきましては、その後の進捗を印西市に問い合わせたところ、「特
に進捗はございません」との回答でありました。(2)、今年度は6月21日に現場の保管状況の確認、検査を
行っています。立会い検査の結果は、「異常なし」との報告を受けています。

【質疑応答】

[議 長]	説明が終わりました。質疑等がございますか。
[乙委員]	この2のところの(1)なのですがけれども、ずっと何も変わりませんという感じで書いてあるの なのですが、実際この5市の中で、こういうふうにしましよとかという相談はないのでし ょうか。要望書を出して、ただ待っている。そのずっと繰り返しのほうなのでしょうか。

[甲委員]	組合といたしましては、毎年、環境省職員によります現場立会い検査ということで確認しています。その中で、毎回、毎年ですが、やはり要望書以外にも、こちら側としては事業、次期施設の事業などがありますので、そういった部分でも早いところ国の処理方針などを明確にしてほしいと。さらには、早期に処理処分を実施してほしいということで、毎年要望させていただいているところでございます。
[乙委員]	要望はしていても、それでは何も前向きにならないです。進まないと思うのです。そこら辺は組合がするのか、印西市がするのか分かりませんが、そこら辺どうなのでしょう。印西市としてはどう考えているのでしょうか。
[甲委員]	印西市クリーン推進課です。国の責任において長期管理施設を確保するという前提になっておりますので、市としては、引き続きまず国の責任において確保していただきたいというスタンスで公表しているところでございます。
[乙委員]	要望をずっと続けていくということですか。それしかないということですか。
[甲委員]	現時点では要望を続けてきたところでございますが、現時点で確保されていない状況もございしますので、要望活動も含めてどういう形でアプローチできるかというのは考えていく必要があると考えておりますが、現時点では国の責任において確保していただけるよう働きかけるという考えであります。
[乙委員]	今の件ですけれども、前にも質問したことがあるのですけれども、指定廃棄物というのは先ほど説明あったとおり、8,000ベクレル以上の放射能の濃度があれば、国が責任持って処理するというので今までも推移していたと思うのですけれども、印西市もしくは組合が実際に測定したことはないのではないですか、今まで。測定して、放射能というのはどんどん減衰していくのです。8,000ベクレル以下になると国が責任持って処理するのではなくて、印西市もしくは組合が処理するというふうになっているはずなのですけれども、測っていないというのはちょっとおかしいのではないかと。8,000ベクレル以下になっていたら、もうあそこに置く必要なくて、自分たちで処分すれば、主に埋立てですよ、すればいいのではないかと思うのですけれども、それ、どうしてしないのですかね、測定を。これだけ十何年もたっているのだから、かなり減衰して8,000ベクレル以下になっているというのが大体常識なのですけれども、そこをこのままいつてどうするのですかというのを知りたいのです。測ればいいのではないかと思う。
[甲委員]	それに対する正式な回答になるかというところでは、ならないところもあるかもしれないのですが、指定廃棄物で国の指定を受けておりますので、我々がその指定区域に入って測定することは基本的にはできません。
[乙委員]	では、国が測定すればいいのではないですか。早く測ってよって言えばいいのではないですか。それもできない。 〔いや、毎年測っているんだろう〕と呼ぶ者あり〕
[甲委員]	実際に、国が毎年こちらに来られて測っているのは、あくまでも保管状況と空間線量、直近の線量、その値を測っております。灰自体をそこから取り出して、どこかへ持っていくような測り方は、恐らく、保管してある指定廃棄物に関しては、まだ私のほうからは確認したことないので答えられませんが、印西については、そういうことはしてございません。国のほうも、その辺については特に何か測りなさいという指示もございませんが、今のところ国が責任を持って処理することでございますので、我々としては、早期に処理してほしいということで要望活動を続けていくところでございます。
[乙委員]	国が測定する義務があるのでしたら、国に測ってもらえばいいだけの話ではないかと思うのですけれども、国がそれを拒否しているわけです。それがよく分かりません。
[甲委員]	私もいろいろ話を聞いている中では、指定解除をしている自治体さん、千葉市さんですね、千葉市さんはそういうような取扱いをしているというのは聞いております。ただ、そのときには、どのような流れでなったかということまで、ごめんなさい、私たちのほうも把握してはいないところではございますが、今現状は近隣5市、今説明いたしましたとおり、その辺は歩調を合わせながら、協力しながら強く要望していくという形で取ってございますので、その辺はちょっとご理解のほうをいただければなと思います。
[乙委員]	要は測定しないということもあるし、それから、国が責任を持って処分すると。その処分する場所がないというのが一番の問題ですかね、では。受け入れてくれる場所がないと。

[甲委員]	持って行き先がないということで。はい。
[乙委員]	では、それがはっきりすると持っていってくれると。だから……分かりました。何かすごく無駄な、無責任なことをやっているような気がするのです。
[議 長]	よろしいですか。
[甲委員]	いいですか。ちょっと一言。 この廃棄物の問題については、本当に難しい問題でして、皆さんも本当に興味があるとは思いますが、国の方針の下で我々も動いていたのですが、実際には動きがないというのが現状でございまして、関係市町と協力して要望等も行っているところですが、いまだにまだ動きがないというのが実情でございます。組合といたしましても、住民の皆様の不安でもございますので、いち早くそのものが、廃棄物がどこかにきちんと処理されていくことを願ってはいるのですが、こういう状況でございまして、ただ、私どもも指をくわえて見ているというわけではないのですが、今後も関係市町、市長さん、それから町長さんとまた協力し合って、また県、国のほうにも強く要望していきたいと考えております。
[乙委員]	はい。
[議 長]	それでは、次に入ります。3の排出ガス測定データの件についてお願いいたします。

質問3. 表2) ①排出ガス測定データの件について

表2) ①排出ガス測定の水銀(Hg)の粒子状の定量下限値は0.0011であるが、4月19日の測定値は1号炉で0.0002と記載されているが、正しいか。(定量下限値より測定値が小さいのはいかがなものか)

【回 答】

ご質問のとおり、令和4年4月19日に測定した1号炉の水銀(粒子状)測定値が、定量下限値より低い値となっておりますので、事前にお配りした報告資料の記載は誤りです。正しくは「定量下限値未満(ND)」となります。おわびして、本日お配りしました資料は訂正させていただいております。

【質疑応答】

[議 長]	説明が終わりました。質疑等はございますか。
[乙委員]	なぜ間違っていたのですか。
[甲委員]	報告資料の記載を見誤ってしまして、資料の記載を誤ってしまいました。
[乙委員]	ちょっとよく分からないのですけれども。
[甲委員]	今申し上げたのは業者のほうから提出がありました資料を見る場所を見誤ったということで、我々のほうとしても確認不足で申し訳ございません。そういうことでご理解いただければと思っております。
[乙委員]	それって、例えば0.0002がどこかのところに、ページに書いてあったということを言っているのですか。そうではないのですか。それとも、全く、全然関係ないところ、何もないところからものが出てきたって、こういう意味ですか。
[甲委員]	細かな資料といたしまして、実際見れば、この数値というのは測定値自体では出てくる値になっております。ただ、定量下限値ということで、なっておりますので、それ以下の数値についてはNDという形で報告書は受けておりますので、その細かな資料の部分を見てしまったというところでご理解いただければと思います。
[乙委員]	それって、定量下限値の設定が正しくないということを言っているのではないですか。
[甲委員]	定量下限値の設定につきましては、あくまでもこちらで指定してございます。さらに言いますと、定量下限値イコール計量証明書になりますので、これは業者のほうで証明できる値ということになりますので、こちらのほうはお互いの考えで設定してございます。
[乙委員]	それは、私たちにデータを提供するとき、その0.002が記載されているということですよ、今おっしゃっているのは。
[甲委員]	計量証明ではなく、細かな資料の一部として出てきている値です。別のもっと細かな測定データというのが実はございまして、頭紙にはND、その下の細かな数値を読み取ったデータの中に出てきているというところがございます。機械的にはどうしても出てくる値だというふうには聞いてございます。
[乙委員]	それは、定量下限値の値を測ったときに全部そのときに違うわけですか。そのときの数値を書いているのか、そうでなくて仕様書で書いた部分の数値を書いているのかって、それだけです。

[甲委員]	はい、そのとおりです。NDという報告で頭書きには出ておりますが、細かな資料のほうを見てしまった。たまたま今回見誤ってしまったというところでご理解いただければと思っております。
[乙委員]	ちゃんとその仕様書に書いてある数値が妥当なのかどうかということもあると思うのですよ。実際に上がってきた報告書には書いてあるのでしょうか。そうしたら、もう少し妥当な数値にすべきではないかなと。
[甲委員]	こちらの定量下限値につきましては、この委員会の中でいろいろ議論させていただきました。その中で定量下限値として基準となる値ということでは、国などの資料を参考にその値を、定量下限値の値を設定させていただいてきた経緯がございますので、ご理解いただければと思っております。
[乙委員]	もう少し妥当な考えをしたほうがいいと思いますよ。
[議長]	よろしいですか。
[甲委員]	はい。
[議長]	次の4番でございます。排ガス中の重金属測定（調査測定）の測定方法等について説明をお願いします。

質問4. 表-7) 排ガス中の重金属測定(調査測定)で、測定方法の「JISK-0083(カルシウム、銅、亜鉛についてはJISK-0083を利用し測定)」はありえないので正常な表記に訂正されたい。

代表者会議で取り扱う内容ではない。

令和3年度印西クリーンセンター操業実績及び公害防止協定に基づく環境報告書の資料編にデータが流用されているけれども、当然対象となる。

【回答】

ご質問の件につきましては、前回第3回環境委員会の中で委員の皆様より様々なご意見をいただきましたことから、本件について組合側で再度検討したところ、重金属3項目（カルシウム、銅、亜鉛）の測定については廃止させていただく方向で検討させていただきたいとの考えとなりましたので、その旨を住民側委員の皆様に書類で送付させていただいたところであり、その後、開催された住民側委員会の中で組合側の考えに対し、住民側委員の皆様に検討していただき、その結果、住民側代表者より賛成が多数であったとの報告を受けております。つきましては、住民側、組合側双方合意の下、重金属測定3項目（カルシウム、銅、亜鉛）については廃止させていただき、協定書については重金属測定の測定項目に記載がないことから改訂は行わず、今後3項目については測定を行わないこととさせていただきます。

【質疑応答】

[議長]	回答が終わりました。質疑等はございますか。
[乙委員]	正しい表記にしてくださいというのを言っているわけです。ここにいっぱい書いてある内容というのはやめます、やめたいって、それしか書いていないわけです。そういうことではないと思うのです。まず、表記をちゃんとすること。その表記をちゃんとするには、それはJ I Sでちゃんと決められているのだったら、その方法に従うことしかないわけです。それを、何も、置き去りにしておいて、それでやめますって。そういう話だけでなく。
[乙委員]	本件につきましては、操業状況を郵送していただいた際に、組合のほうから我々のほうに重金属3項目の測定についてという文書が今まであったと。それを見て、我々は住民側で検討して、今、乙委員は、その表記の問題がどうのこうのおっしゃったのですけれども、組合側としてはもう削除したいと。そして、我々も、削除していいかどうかということで検討して、出席委員、そのとき、2月19日にやったのですけれども、13人が出席されて、一応その場では、もう削除してもいいと。そのとき欠席された方には書面で私の名前でお手紙行きましたよね。それで、一応皆さんには了解もらったということで、もうこの件については、もういいのではないですか。
[乙委員]	いや、ちゃんとしてほしいと思います。
[乙委員]	それはあなただけだろう。
[乙委員]	いや、きちんとしてほしいですよ、だって。
[乙委員]	だから、自分だけでやればいいじゃない。みんなを巻き込むなよ。
[乙委員]	表記の問題は、2月19日に検討してはいないのです。削除するかしないか、また、もし表記するならば、どういう方法にするか。その2つの2択で我々検討したので。でも、我々出席者13人は、もう削除でいいというふうに意思統一したつもりなので、もうこの件はいいではないですか。
[乙委員]	いや、もうちゃんと改めて、書類としてちゃんと残してほしいのです。

[議 長]	市民の方の、自治会さんのほうのご意見がそういうふうにとまったから、次の回では削除してもいいですかということですよ。そういう理解でよろしいですよ。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕 事務局のほうは、それで説明をできるのであれば、それでそうしてください。
[甲委員]	こちらの回答のとおり、合意していただいたということで、来年度（令和5年度）からの測定につきましては除外という、測定を行わないということで報告させていただきます。よろしくお願いいたします。
[乙委員]	お願いします。
[議 長]	ありがとうございました。
[乙委員]	測る、測らないは、それは今の結論でもいいかもしれませんが、こういうふうにカルシウムと銅と亜鉛についてはないからできないのだということをちゃんとはっきり書いてほしいのです。だって、協定書のほうにもちゃんとそこところは今まで書いてある、J I SのK—0083だけって書いてあるから、重金属って書いてあるから測定はできないのですよ。だから、これをちゃんと測定できるように、ちゃんと改めてほしいのです。
[議 長]	いいですか。
[甲委員]	それでは、こちらの重金属の測定結果の一番下の余白に、そのような、測定できないという、法的な公的測定がありませんので、測定を取りやめましたという形で書くということでしょうか。
[乙委員]	いや、今説明しているのは、ここの中のところの部分に、そのKの部分、「0083を利用」って書いてあるではないですか。この部分はなくしてほしいのです。違っているから。それを正しいものに直してもらって、それで、次回から、令和5年ですね。令和5年度から測る部分については、それはなくしていくのですから、ちゃんとそれも協定書の中にきちんと書いて、盛り込んで欲しいのです。そうしないと、あどきにやりましたってなっても、後で分からなくなってしまう。それはやっぱりやめてほしいのです。ちゃんとその協定書に、ここにK—0083で測るのはこういう重金属ですよということをちゃんと明記してほしいのです。
[乙委員]	協定書に書くとなると、また、そこで大きな問題、変更があって大変なので、今回その削除した経緯というものを何らかの形で書面に残しておく。それを、また見て、私と組合のほうでちょっと調整します。その結果、また乙委員のほうにご連絡しますので、意見ください。 この質問は、もうこれで終了して次行きましょう。
[議 長]	それでは、よろしいですか。次の質問に入らせていただきます。 5番のごみ処理の有料化に関してについて説明をお願いいたします。

質問5. ごみ処理の有料化に関して

(1)ごみ処理基本計画検討委員会で、有料化に関して6月からの進捗はあるのでしょうか。

ごみ処理基本計画検討委員会の答申(印西地区ごみ処理基本計画及び印西地区災害廃棄物処理計画)は12月11日にされたが、組合ホームページに答申の全文は公開されていない。(組合ホームページの第7回の参考資料も公開されていない)

【回 答】

印西地区ごみ処理基本計画検討委員会内でも各委員から有料化時の減量化に対するご意見をいただいているところではございますが、具体的な実施方法や時期などについては、現状では未定となっております。なお、ごみ処理基本計画第7回の結果及び答申につきましては、12月15日付で組合ホームページに公開しております。

【質疑応答】

[議 長]	回答が終わりました。質疑等はございますか。
[乙委員]	この意見をいただいているところですが、具体的に実施方法などがどうのこうのって書いてあるのですけれども、これは、ごみ処理基本計画検討委員会が終わってから、12月に終わっているから、もう3か月ぐらいたっているわけです。その間に、また何か答申に代わるものを何か準備されているということですか。それは、もっと別の日に持っていくわけですか。

[甲委員]	ごみ処理基本計画自体は、全7回の会議と1回の視察で、もう12月11日に終わっています。今準備しているのは、単純に最終的な様式のチェック。要は誤字脱字とかを修正して、そのごみ処理基本計画の本編を発行するための準備という形で、3月中には発行する予定です。
[乙委員]	委員会のその答申のときに、かがみ文などがついていたと思うのですが、あと目次がついていたのね。あと、実際の本体のほうがついていなかったと思うのです。
[甲委員]	答申の内容は、全編を含めてホームページ上に公開されています。
[乙委員]	いや、ここで管理者に渡したときは、それが何もついていなかったです。それは、また違いますか、言っていることが。
[甲委員]	管理者に渡したのは単純にファイルに挟んであっただけで、渡した内容としては各委員さんとか、あれですね、傍聴人の方に渡していた答申の内容と内容は変わらないです。
[乙委員]	傍聴しているときに、その目次と、さっき言ったかがみ文とか、そういうものはありましたけれども、その後の本体がないのですよ、だから。
[甲委員]	本体というのはごみ処理基本計画の本編の話のことで。
[乙委員]	はい、そうですよ。
[甲委員]	今それは言ったとおり、誤字脱字とかを修正の上、それを3月中に発行する予定になっています。
[乙委員]	ちょうどそのときはついていなかったのです。
[甲委員]	そのときについていたのが第7回の検討委員会時点で、その時点でほぼほぼ完成はしているのですけれども、その時点のごみ処理基本計画ではついている状況です。
[乙委員]	そうですか。
[甲委員]	はい。今している修正というのは、何か大幅な修正みたいなものではなくて、単純に表紙に写真が入ってなかったと思うのですが、その表紙に写真を入れたりとか、あとは単純に今言ったとおり、文字がグラフ上に重なってしまって見えにくいところを白抜きにしたりとか、そういう程度の修正です。
[乙委員]	それが、では、いつ出来上がるの。
[甲委員]	それが3月中の発行になります。
[乙委員]	では、その最初に完成した版が、もう一度ごみ処理基本計画検討委員会のところに載るのですか。最終的にこうなりましたというのを。
[甲委員]	それはもちろんです。発行した時点での最終的な完成形のデータが、ごみ処理基本計画のホームページを見ていただいているとしたら、そのページの中に記載されるような形になります。
[乙委員]	では、楽しみにしています。
[議長]	よろしいですか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕 次に入ります。6番の届出項目の報告について、お願いいたします。

質問6. 届出項目の報告について

「PRTR、市町村・一部事務組合設置の一般廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度測定結果、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく自主測定結果、容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集等などの届出や連絡を行ったら直近の環境委員会で報告をいただきたい」ということに関して検討されたか。記載すると混乱するというのを指摘しているが、明確に記載すれば、混乱は除外できると思われる。検討すべきである。

【回答】

前回、回答と同様となりますが、質問の県へ報告している調査結果につきましては、環境委員会へ報告しているダイオキシン類濃度の測定結果を前年度分の実績としてまとめ、毎年県へ報告しているものです。よって、最新の情報は環境委員会へ報告させていただいております。まとめページへの記載は、該当期間内における会議資料内の測定結果について簡易的に示すものになりますので、委員会資料内で触れていない内容について記載をすることは差し控えさせていただきたいと考えています。

【質疑応答】

[議長]	回答が終わりました。質疑等はございますか。よろしいですか。 [「なし」と呼ぶ者あり] では、次に入ります。7の住宅宿泊事業者（民泊）の件についてお願いいたします。
------	---

質問7. 住宅宿泊事業者（民泊）の件について

- a. 構成市町は住宅宿泊事業者（民泊）の存在を把握しているか。
- b. 住宅宿泊事業者と宿泊者が排出する廃棄物は家庭ごみでなく、事業系ごみとして適正に排出・回収されているか。について回答があったが、その後の進捗状況はいかがか。

【回答】

各構成市町に問い合わせたところ、それぞれ次のとおりとのことです。

印西市、a、県のホームページのほか、適宜、県担当課に問合せし、把握しています。b、住宅宿泊事業者に対して事業系ごみとして事業者の責任において処理するよう通知をしておりますが、新規登録事業者を把握した際も、都度通知を行っております。

続きまして、白井市となります。前回までの回答時と同様の状況であり、千葉県がまとめている施設一覧（R4.3.25時点）により市内に届出受理施設はないものと確認しており、引き続き排出されるごみの適正処理についてホームページに掲載し、周知を行っております。

続きまして、栄町となります。a、住宅宿泊事業者（民泊）の存在については、県のホームページで確認しています。b、栄町では3件の登録がありますが、現在3件とも宿泊施設として利用されていないことを施設管理者から確認しました。

【質疑応答】

[議長]	回答が終わりました。質疑等はございますか。よろしいですか。 [「ありません」と呼ぶ者あり] 次の8になります。
------	---

質問8. 組合の地球温暖化対策実行計画（第2次）と第3次印西市環境基本計画（案）の整合性の件について、組合の「地球温暖化対策実行計画（第2次）（平成28年8月）」と印西市の「第3次印西市環境基本計画（案）」との整合性（特に温室効果ガス）は取れているのか。

温室効果ガス排出量の算定で因数をかけ、印西市分を按分しているとのことであるが、排出量の正確性や因数の妥当性などの確認結果等の説明を求めたが、その内容は不十分なものであったので、簡潔明瞭に回答していただきたい。

【回答】

お問合せの「因数の妥当性」について、第3次印西市環境基本計画の廃棄物分野の温室効果ガス排出量の算定においては、同計画の134ページにありますとおり、算定式を用いております。算定式中の「排出係数」は環境省による「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル算定手法編Ver.1.1」から用いた係数で、組合の地球温暖化対策実行計画（第2次）、5ページにあります排出係数と同様の数値となっております。

次に、排出量の正確性についてですが、第3次印西市環境基本計画「印西市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」における「廃棄物分野」の温室効果ガス排出量は、印西市から排出される廃棄物から算定しております。負担金の負担割合で案分することにより、廃棄物焼却量のうち栄町、白井市を除外した印西市分の温室効果ガス排出量を算定していることとなります。一方、組合の地球温暖化対策実行計画、第2次になりますが、における温室効果ガス排出量については、栄町、白井市、印西市全ての廃棄物焼却量、組合施設の燃料使用量、電気の使用量から算定しております。このことから、両計画の一般廃棄物の焼却に伴う温室効果ガス排出量に差異が出ているものと思われま。

【質疑応答】

[議 長]	質疑等はございますか。 [「なし」と呼ぶ者あり] ここで1時間経過しますので、3分程度の休憩を挟みたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。 [「はい」と呼ぶ者あり] 皆さんお戻り次第、また再開させていただきます。よろしくお願いいたします。 [休 憩]
[議 長]	委員会を再開します。 次の9になります。よろしくお願いいたします。

質問9. ごみ処理基本計画のし渣の件について

(1)「印西地区衛生組合で生産されるし渣の処理も行う予定か」への回答は「処理予定」という回答があった。船橋市と金沢大が連携して船橋市の下水中の新型コロナウイルス遺伝子を調査した結果で新型コロナウイルス遺伝子が検出されたという報告があることから、印西地区衛生組合で処理しているし渣に含まれている可能性は杞憂であろうか。塩野義製薬と島津製作所の協業、欧米では都市の下水中の新型コロナウイルスを定期的にモニタリングを行っていることを踏まえたものである。

ごみ処理基本計画が改訂中であることから、処理を再考すべきタイミングであると思われるが、いかがか。検討結果はいかがか。

【回 答】

新型コロナウイルス対策につきましては、国等の新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインに基づいた処理を次期中間処理施設についても行っていく予定としております。また、印西地区衛生組合において、千葉県内外のし尿処理を行っている団体に対し、アンケート調査を実施したところ、し尿処理施設において、人体に感染するおそれがある病原体などについてモニタリングを行っている団体はないとのことです。現在はし尿処理の過程で人体に感染するといった検証がなされていない状況であることから、国、県等の動向を注視しながら、印西地区環境衛生組合との協議を進めてまいりたいと考えております。

【質疑応答】

[議 長]	回答が終わりました。質疑等はございますか。
[乙委員]	千葉県内外のし尿処理を行っている団体って、これは幾つで、具体的な名前のほう教えてください。
[甲委員]	環境衛生組合のほうから具体的な団体名というのは伏せてくださいというふうに言われておりまして、一応県内外として7団体から関係市町村のほう実施しています。
[乙委員]	この千葉県と千葉県ではないところというふうに、いいわけですね。
[甲委員]	千葉県内が1つで、あとは県外となっております。
[乙委員]	では、6団体が千葉県外ということね。
[甲委員]	はい。
[議 長]	よろしいですか。先に進めさせていただきます。 10番のアクセス道路と地域振興策対象区域に関してについてお願いいたします。

質問10. アクセス道路と地域振興策対象区域に関して

組合ホームページで、「次期中間処理施設整備事業地域振興策基本計画第2回変更(案)に対する意見公募(パブリックコメント)」と「次期中間処理施設整備事業地域振興策基本計画第2回変更を策定」という公告が掲載された。地域振興策の対象地域とアプローチゾーンを含むアクセス道路の形態が大きく変更されている理由がいかなるものか。に対する回答は不十分なものであった。

策定途中で情報公開を行わず、案が出来たら、パブリックコメントを行うというのは、透明性に欠けるものである。

【回 答】

アプローチゾーンは、市道00—122号線から地域振興策開発エリアの台地部に至るまでのアクセス道路の隣接地に広大な花畑を整理するもので、来訪者を出迎えるゾーンとして地域振興施設のイメージアップ、一般通行に対する誘因力等の効果を狙い、地域振興策の対象地域に必要な用地を追加したものでございます。

なお、アクセス道路の形態についての変更はありません。

また、情報の公開に当たっては、検討過程であることにより、組合（案）として提示するまでの間に修正が入るなどして、正確な情報として伝わらないおそれがあるため公表を控えさせていただいたことをご理解いただきますようお願いいたします。

【質疑応答】

[議 長]	回答が終わりました。質疑等はございますか。
[乙委員]	アプローチゾーンというのは、どうしても必要なのですか。一般的に漏れ聞いているところだと、街区をして買収される土地になってしまう。それ以外のところで、例えば三角形だとか何かちょっとした形で残ったところを救済しようということをやっているのではないですか。それって本当にやるべきことですか。
[甲委員]	アプローチゾーンにつきましては、地域振興策という、地域振興策について吉田地区と検討を進めておまして、その検討の中でアプローチゾーンについて追加買収ということがある。追加、用地拡張ですか、というのが決まっております。
[乙委員]	何か本当に必要なのかというところだろうかなど。
[甲委員]	アプローチゾーンについてはアクセス道路の周辺となっております、これは地域振興の出迎えるゾーンのような形態となっております、その場所を花畑等にして集客等を見込みたいといったような内容で拡張をさせていただきます。
[乙委員]	すみません、自分の自治会に戻って説明しなければいけないのですけれども、地図がいつも載っていないで、どこだかさっぱり分からないのです。だから、何か資料で、ここのこの辺だよという簡単なものでいいので、ちょっとこちらないのですか。
[甲委員]	アクセス道路については、組合のホームページですとか、あと今月発行を予定しております組合の広報のほうに掲載をさせていただいております。
[乙委員]	では、そちらで見ます。
[甲委員]	すみません、25日の広報に掲載予定としてございます。
[議 長]	よろしいですか。次の項目に入ります。

質問 1 1. 印西地区環境整備事業組合の令和 4 年第 1 回議会定例会（令和 4 年 2 月 1 0 日）の議事録で、協定値に関して「(後からダイオキシン値の規制も加わったりしていると思うのですけれども、それについての話し合い、協議は都度、その環境委員会と決めて規制値を見直すなりなんなりしてきたということですのでよろしいでしょうか。) 環境委員会と話し合いを行い、数値のほうは設定しています。」と答弁しているが、事実と異なるため訂正すべきである。

水銀に関しては、協定値の設定がされていないままである。

【回 答】

協定値などの決定については、環境委員会を通して協議など意見交換を行い、変更を含め、住民側、組合側双方の了解を得て協定書別表 7 に設置させていただいたところです。また、排ガス中の水銀を協定値に設定されていないことに関しては、住民側代表者と今後協議していきたいと思っておりますので、ご協力お願いいたします。

【質疑応答】

[議 長]	回答が終わりました。質疑等はございますか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕 次に入ります。
-------	--

質問 1 2. 印西地区ごみ処理基本計画検討委員会が設置され、活動しているが、組合ホームページへの情報の掲出が遅いのはいかなる理由かに対し検討するとして項目の結果は。

【回 答】

印西地区ごみ処理基本計画検討委員会の内容のホームページへの掲載につきましては、会議後に議事録を作成し、検討委員会の委員に議事録の確認をしていただいた後、検討委員会が完了している時点での情報を掲載しているため、会議終了後からある程度時間をいただいているところでございます。なお、第 7 回の会議資料につきましては、前回ご指摘いただいたところから会議後、1 2 月 1 1 日開催のものについては 1 2 月 1 5 日付で既に公開済みとなります。

【質疑応答】

[議 長]	<p>回答が終わりました。質疑等はございますか。 [「いや、特に」と呼ぶ者あり] よろしいですか。次に入ります。</p>
-------	--

質問13. 組合ホームページの「次期中間処理施設整備事業の経緯・経過」において、令和3年度と令和4年度が追加されているが、情報公開、透明性の確保及び全員参加型の取り組みとしては不十分であると思われる。改善を望むものである。

また、次期中間処理施設整備運営事業者選定委員会が設置されていることから、情報公開、透明性の確保及び全員参加型の取り組みをさらに加速することが必要であると思われる。

【回 答】

次期中間処理施設整備事業については、平成25年度以降、用地検討委員会、施設整備基本計画検討委員会及び地域振興策検討委員会の計画策定において、検討過程における民意の反映及び透明性の確保を図るべく、住民参加型の取組の下、当該事業計画の検討を進めております。現在は、これまでの間に策定した施設整備基本計画、地域振興策基本計画に基づき、具体的な検討を進めているところであり、情報の公開に当たっては、検討過程にあることにより正確な情報として伝わらないおそれがある場合や、施設の設計など入札及び契約の透明性及び公平な競争を阻害するおそれがあるものなどの情報は公表を控えさせていただくことがあることについてご理解いただきますようお願いいたします。

なお、各種の検討により決定し、実施する諸手続の過程で公表することが可能となるものについては、当組合ホームページ等を通じ、都度、住民の皆様に公表させていただきます。

また、次期中間処理施設整備運営事業者選定委員会は、当組管理者の附属機関として設置されており、当組管理者が委員を委嘱し、次期中間処理施設整備運営事業者の選定に当たり、公平かつ適正な実施に関する諮問事項に対し、調査審議を行っております。

【質疑応答】

[議 長]	<p>回答が終わりました。質疑等はございますか。</p>
[乙委員]	<p>この公表及び契約の透明性どうのこうのって、こう書いてあるのですけれども、それは誰が判断するの。事務局長ですか、それとも管理者ですか。どなたなのでしょう。</p>
[甲委員]	<p>これにつきましては、事業者選定委員会の中で入札、契約の透明性についてどうしようかということをお諮りして、その中で皆さんの総意として入札、契約に関わることの透明性を確保するためには契約を終わるまでは非公開として、契約が終わった後に公開することとしております。</p>
[乙委員]	<p>では、その委員の方がそういうふうにしたということですか。</p>
[甲委員]	<p>委員の方にも決めていただきましたし、それについては管理者にもご報告して進めております。</p>
[乙委員]	<p>これだと、いつ誰が何をやったかというのが分からなくなるから、逆に透明性を上げるためにも、いついつ誰が、誰というのを出すのに、いつ、会議をどういうふうにしてやったと。資料については公表できない部分もありますからということで、この部分をつけないで。そういうことで、もう少し透明性を上げてほしいなと思います。</p>
[甲委員]	<p>今回のような事業者選定委員による案件については、事業者選定の委員さんの活発な意見を阻害するといえますか、誰がどういうことを言ったからというのが出ることによって自由な意見が出ないといけないので、契約までの間は非公開とさせていただいて、契約後にどういった議論がされているということについては公開する。そういった形が全国的に、一般的に取られておりますので、私たちのほうも全国的な事例を参考に、そのようにさせていただいております。</p>
[乙委員]	<p>その件、もう一度検討してもらって、公開先を、似たような例で公開をしていただけたらなと思うのですが、それは検討はしていただけるかどうか。</p>
[甲委員]	<p>これは入札に係る部分で大変デリケートな部分でございますので、この辺については最終的に終わった段階で公表するような形になろうかと思っております。</p>
[乙委員]	<p>事業者選定委員会の関係は、大変デリケートな問題ですので、その都度その都度の公表というのは、なかなか難しいと思います。ですので、入札ということがきちんと終わった段階ではどういうお話をしたかというのは概略をお示しできるかと思っておりますので。</p>
[乙委員]	<p>でも、入札する前にちゃんとそれなりに仕様書が出てきて、水準とかが書いてある紙があつて…。</p>

[甲委員]	<p>入札に関わるものについては、入札公告をすれば、それに関わる資格要件ですとか、要求水準書ですとか、落札者の決定基準は広く一般的には公開します。ただ、今言われているようなその入札要件に関わるような議論の過程については…。</p> <p>〔金額的なもの〕と呼ぶ者あり〕</p> <p>それは契約が終わった段階で公表するのが公平性、競争性の観点から一般的に透明性が図れるということで、私ども組合も採用させていただいているところです。</p> <p>これは、通常はこういうことをやるときには、このような形で全国的にやっていると思っております。</p>
[議 長]	<p>よろしいですか。次に入ります。14、令和4年度搬入車両数と搬出車両数のデータの件について説明をお願いします。</p>

質問 1 4. 令和4年度搬入車両数と搬出車両数のデータの件

令和4年度搬入車両数と搬出車両数のデータに、「業務用」と「直接搬入」（構成市町が許可したもの）を追加していただきたいに対し検討するとしたことの結果は。

【回 答】

ご質問の搬入車両数のデータにつきましては、下記のとおり報告させていただきます。家庭系直接搬入の搬入車両数は、令和3年度は3,276件、令和4年度は1月末現在で3,008件、事業系の搬入車両数は令和3年度は1万5,862件、令和4年度は1月末現在で1万3,079件となります。

なお、資料への新たな項目の追加につきましては、今後検討していきたいと思いますが、現時点では必要性は確認できておりません。

【質疑応答】

[議 長]	<p>回答が終わりました。質疑等はございますか。よろしいですか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>次に入ります。15番、会議録の作成が遅いのはいかなる理由かについてです。よろしく申し上げます。</p>
-------	---

質問 1 5. 会議録の作成が遅いのはいかなる理由か。

【回 答】

会議録の作成につきましては、組合で一括契約している業者へ調製業務を委託しており、会議録原本が届くまで3週間ほどお時間がかかり、届いた会議録原本を、組合側で様式の修正、確認を行い、その後、議事録署名人へ確認依頼し、問題がなければ押印をいただき、会議録の完成となります。そのため会議終了後からある程度お時間をいただいているところでございますが、できるだけ早く委員の皆様にお届けできるよう努めてまいります。

【質疑応答】

[議 長]	<p>回答が終わりました。質疑等はございますか。よろしいですか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>次に入ります。16番、次期中間処理施設整備運営事業者選定委員会の件についてお願いします。</p>
-------	--

質問 1 6. 次期中間処理施設整備運営事業者選定委員会の件について

次期中間処理施設整備運営事業者選定委員会が設置されているが、組合ホームページへの情報がないのはいかなるものか。

【回 答】

次期中間処理施設整備運営事業者選定委員会における審議内容につきましては、発注に関わる施設の設計などの検討過程にあることや、入札及び契約の透明性及び公平な競争を阻害するおそれがあるものなどの情報は、公表を控えさせていただくことがあることについてご理解をいただきますようお願いいたします。各種の検討により決定し、実施する諸手続の過程で公表することが可能となるものについては、当組合ホームページ等を通じ、都度住民の皆様方に公表させていただきます。

【質疑応答】

[議 長]	回答が終わりました。質疑等はございますか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕 次に入ります。17番です。廃プラスチックのリサイクル委託先についてお願いいたします。
-------	---

質問17. 廃プラスチックのリサイクルの委託先

プラスチック資源循環促進法では、市町村が、プラスチック使用製品廃棄物のリサイクルの委託先について、

- ①公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会に委託してリサイクルを行うか。
 - ②再商品化実施者と連携して再商品化計画を作成し、国の認定を受けてリサイクルを行うか。
- を選択できることになっておりますが、印西地区はどちらを選択しますか？

【回 答】

現状では、組合では①の容器包装リサイクル協会を通したルートを考えており、変更はありません。今後も、国や近隣自治体の動向を注視してまいります。

【質疑応答】

[議 長]	回答が終わりました。質疑等はございますか。
[乙委員]	容器包装リサイクル協会に委託するという事は、今の黄色い袋ありますよね、廃プラスチックの。容器包装の廃プラスチック。あの入れ物に入れるということで理解してよろしいのでしょうか。
[甲委員]	具体的なやり方等については、まだ検討段階では決まっていませんが…。
[乙委員]	まだ決まっていない。
[甲委員]	一応、容器包装プラスチック、今使っている黄色い袋があるのですが、あれの中に混ぜて入れて回収できるようでしたら、そうするようになると思います。
[乙委員]	はい。
[議 長]	ほかにもございますか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕 次に入ります。18番、実施時期についてお願いいたします。

質問18. 実施時期

- ・プラスチック資源循環促進法を適用した廃プラスチックの分別収集はいつから始めますか？
- ・今年の4月1日より開始できない場合は、広報などで開始時期を知らせて欲しいのですがいつ頃広報しますか？（マスコミ等は、プラスチック資源循環促進法が2022年4月1日より施行されると報道するので、住民が間違っ4月1日以降、容器包装プラスチックと一緒に廃プラスチックを出さないために、実施が遅れる場合は、最低でも2022年3月1日前に広報などで周知してほしい）との質問を昨年度の委員会でしたが、その後の進捗状況はどうですか。

【回 答】

現在、プラスチック資源循環促進法への対応につきましては、現状では令和7年度以降にプラスチック使用製品の再商品化を容器包装リサイクル法に規定する指定法人（公益財団法人日本容器包装リサイクル協会）へ申請、委託し、再商品化する方法を検討しています。現在は申請のための調査の検討や構成市町、中間処理業者との調整、近隣市町村の情報収集を行っています。

【質疑応答】

[議 長]	回答が終わりました。質疑等はございますか。 〔「ありません」と呼ぶ者あり〕 次に入ります。19、周知方法についてお願いします。
-------	---

質問19. 周知方法

- ・この法律に基づく当該地区の廃プラスチックの分別収集について、どのような周知方法を用意されていますか？
- ・（要望）当該法律の実施に際しては、実施前に「分別収集のマニュアルの配布やスマホなどで学べるようにしてほしい」また住民に対して、分別の仕方を教えるための出前講座などを各所で開催してほしい。

【回 答】

この法律に基づく廃プラスチックの分別収集を始める場合の周知方法として、組合、構成市町とも広報紙やホームページなどによる周知を考えております。そのほかに構成市町ではそれぞれが発行しているごみの分け方、出し方のパンフレットなどの更新や、ごみ分別アプリ、行政回覧などでの周知、出前講座における内容の追加などを検討しております。

【質疑応答】

[議 長]	回答が終わりました。質疑等がございますか。
[乙委員]	これは、住民にとっては大きな変更になるのです。容器包装以外のプラスチックを全部回収することですから。それで各自治会、町内会に説明という形で、今度こういうふうになりますよということを文書だけではなくて、実際に来て指導してほしいというふうに思います。
[甲委員]	要望は今お伺いしましたので、構成市町にもお伝えしていきたいと思います。恐らく希望者には出前講座みたいな形が形式として取られると思います。
[乙委員]	出前講座。直接、町内会に来てくれて。いずれにしても、周知はしっかりやってほしいということです。
[甲委員]	はい。
[議 長]	よろしいですか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕 20番です。廃プラスチックの出し方、入れ物について。 〔「これは、先ほど聞きましたからいいです」と呼ぶ者あり〕 いいですか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕 では、21番の市の予算化について、よろしくをお願いします。

質問 2 1. 市の予算化

この法律を実施する場合、マニュアルの作成・配布や新しい袋の用意、広報などを含めて相当の費用が必要と思われませんが、令和5年度の予算化はお済ですか？その金額は？

【回 答】

組合、構成市町とも実施時期が未定なことから具体的な費用が明らかとなっていないため、令和5年度当初予算においては計上しておりません。実施時期、方法など具体的な内容が決まり次第、適切な予算化を検討いたします。

【質疑応答】

[議 長]	回答が終わりました。質疑等がございますか。
[乙委員]	結局は、来年度は、もう、ちょっと無理だということですよ。まだ予算化していないのだから。だから、この法律って去年から施行されているのに、各地域の行政も、みんな検討とか、何かある部分だけちょっと実際にやってみるとか、そういうことでかなり各行政も苦勞しているみたいです。だから、なかなかこれは実現するのは時間かかるのではないかと思いますけれども。でも、これはこのままいくとプラスチック、廃プラスチックが海に流れてマイクロプラスチックになって、あと30年後には魚と同じぐらいの量のプラスチックが海に漂うというところからスタートしていますので、十分時期を早めて回収してほしいということです。
[議 長]	ご質問ございますか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕 次に入ります。22になります。廃プラスチックの問題点についてお願いいたします。

質問 2 2. 廃プラスチックの問題点

この法律は、廃プラスチック（マイクロプラスチック等）による海洋汚染防止（海洋の魚や生き物をマイクロプラスチックで死滅させない）や廃プラスチックを燃やしたときに排出される温室効果ガス（CO2など）を抑えて地球温暖化を抑制することが狙いと理解しています。

そこで質問ですが、

①印西地区で使用しているごみ袋は「ポリエチレン製」ですが、特に「燃やすごみ用のごみ袋」は燃えるごみと一緒に燃やしています。地球温暖化防止の観点からプラスチックを燃やすことを出来るだけ抑えようとして

いるこの法律の施行後、このまま使用していいのですか？

②洗顔材や歯磨き粉に等に含まれるマイクロビーズは、数ミクロンと小さいため下水処理施設では捕捉できず、そのまま海に流れ出て、マイクロプラスチックになると言われていますがその対策は？

③化学繊維を含む衣類を洗濯すると排水と一緒に排出される小さなプラスチック製の繊維くずが、下水処理施設では捕捉できず、そのまま海に流れ出て、マイクロプラスチックになると言われていますが、その対策は？

④令和2年度に印西クリーンセンターで燃やしているごみのうち、廃プラスチックは、平均21%含まれています。それを燃やしたときに発生するCO2は、どうしますか？

⑤吉田地区で令和10年に稼働を目指している新印西クリーンセンターも廃プラスチックを燃やすことにしています。温室効果ガスの我が国の目標は、2030年度までに2013年度比で46%削減（自治体の施設は66%削減）、2050年度は実質ゼロです。

燃やすごみに廃プラスチックを含めないと、燃やすごみの発熱量が大幅にダウンするため自然出来ず、植物由来の助燃材の大幅添加や最悪炉の形状も変更しなければなりません。対策をご回答ください。

【回答】

まず、①、「燃やすごみ用のごみ袋」の代替素材、(バイオプラ) などへの変更は、プラスチック資源循環戦略などでも触れられており、今後、国などからの通知や近隣市町村の動向を注視していきたいと考えております。

②、③について各構成市町に問い合わせたところ、それぞれ以下のとおりのこととことです。

印西市、②、③共通の答えとなります。下水処理施設における対策については、下水道担当課と意見を共有します。

白井市、②、③共通の答えとなります。マイクロプラスチックによる海洋汚染対策としては、現状3Rの推進等による啓発や美化活動によるプラスチックごみ(2次マイクロプラスチック)への対応にとどまっており、マイクロビーズや洗濯等による繊維くずなどの微細な1次マイクロプラスチックへの具体的な対策は実施できておりません。1次マイクロプラスチックは、一旦自然環境に流出してしまうと回収が難しいことから、国や企業による製品への使用を避けることや生分解性マイクロビーズへの切替えなどの取組が進むことを期待しますが、市にできる対策として環境学習や講座などを通して、こうした問題の周知も検討していきたいと考えます。

栄町②、③共通の答えとなります。洗顔剤や歯磨き粉、化学繊維を含む衣類を製造している会社に、国から製品の改善を働きかけていただきたいと考えております。町では対応が難しいと考えます。

④、CO2の発生量は、一般廃棄物の焼却量におおむね比例しています。令和5年3月改定予定の印西地区ごみ処理基本計画を基に、併せて市町のごみ減量化施策に協力し、ごみの減量化を推進してまいります。

⑤につきまして、廃プラスチックの焼却については、国のプラスチック資源循環戦略等を踏まえ、令和5年3月策定予定の印西地区ごみ処理基本計画等により、焼却対象ごみを設定し、次期中間処理施設の発注仕様に係る要求水準書に反映することにより、事業者からの提案をいただくものと考えております。

【質疑応答】

[議長]	回答が終わりました。質疑等はございますか。
[乙委員]	廃プラスチックの一連の問題というか、困難さは、やっぱりごみ処理施設の回収したごみよりも、先ほどここに挙げた環境プラスチックになるようなプラスチックが、このクリーンセンターを経ずに直接に海に流れているということが問題なので、これは組合ではどうしようもない、印西市もどうしようもないというのは理解しますけれども、だから、国と事業者が考えなければいけないことだというふうに思います。でも、このクリーンセンターでもプラスチックを20%以上燃やしているのです。燃やすとエネルギーで回収できるのですけれども、この回収も全部を回収しているわけではなくて、熱として捨ててる部分も随分あるのです。だから、そこら辺も考えて、プラスチックは、もう燃やさないのだという方向で、これは時間がかかると思うのですけれども、検討してほしいというふうに思います。
[甲委員]	先ほどのとおり、ごみ処理基本計画でもプラスチックについては今ごみ質分析等で比較的大きい割合で入ってしまっているのです、これは紙類についても同じなのですが、紙類、プラスチックについては資源化できるものになりますので、そういったものを減らすことでCO2への影響とかを減らしていくということも目的に入っておりますので、そのように減量化を推進していきたいと考えております。

[議 長]	<p>ほかにございますか。 [「なし」と呼ぶ者あり] では、次、入ります。23番です。 [「ちょっとすみません。ちょっといいですか」と呼ぶ者あり]</p>
[乙委員]	<p>23番の質問について、2月19日に休まれた方、大勢いらっしゃって、多分その方、今日初めてこれを御覧になったので、簡単にご説明していただければ。</p>
[乙委員]	<p>はい、分かりました。PFASというのは、最近新聞紙上でも大々的に取り上げられて、世界的に今注目されている廃棄物です。これは、何かというと、有機フッ素化合物の略称です。これは、海にいたり、いろんなところに漂っているのですけれども、4,000種類以上もあって、そのうち今規制対象になっているのは二、三種類だけです。ただ、アメリカがこれについて非常に危惧してしまっていて、極端な話、ゼロ近くまでごみの排水だとか、水道水だとか、そこから人間が取り入れてしまうのですけれども、これは非常に有害物質であって、しかも消えない物質。なかなか消えない物質ということで、いずれは、ちょっと大げさですけれども、人類にとって非常に危険な物質になると。今、使用禁止しているのは4,000種類のうち5種類ぐらいなのですけれども、まだまだ規制が足りない。アメリカなんかは最初、日本はまず50ナノグラムパーリッターという数字を規制値として上げたのですけれども、アメリカも77ナノグラムぐらいで最初は決めていたのですけれども、内外のそういう学者とか何かから批判されて、今は0.00幾つとか非常に何万分の1まで今の規制よりしなければいけない。それをやらないと大変なことになるというふうに言われています。これが、こういう変な物質が着目されてきたので、組合としてはどう考えているかということをお聞きしました。</p> <p>それで、もう一つは、組合としても考えなければいけないのですけれども、なかなか具体的には測定もしていないのではないかと私も思って組合に聞いたのですけれども、測定したことはありませんという回答でした。</p> <p>あと、食品とかパッケージとか、化粧品とか、そういうところにもPFAS（ピーファス）というのですけれども、これが付着している、もしくはその影響が出ているということもありますので、今組合としては、これはどうしようもないとは思っているかもしれないのですけれども、今後非常に大きな問題になるというふうに予想されますので、十分対応してほしいというのが私の意見です。</p> <p>質問であり、意見です。終わります。</p>

質問23. 印西クリーンセンターでは、最近話題のPFASについてどう対応しますか。

- ①印西クリーンセンターの焼却灰や排ガス中のPFAS濃度を測定したことがありますか。
- ②もし顧客から当該施設でのPFOS及びPFOA含有廃棄物の分解処理を依頼された場合受けますか。
- ③当該施設で令和4年9月に環境省から発行された「PFOS及びPFOA含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」に従い、PFOS及びPFOA含有廃棄物の分解処理をすることが可能ですか。

【回 答】

今、乙委員のおっしゃられていましたとおり、ここで回答させていただいております、印西クリーンセンターは、一般廃棄物処理施設ということで、こちら物質の分解処理をするために造られた処理施設ではございませんので、そういうことで回答させていただきます。

【質疑応答】

[議 長]	<p>回答が終わりましたので、ご質疑等はございますか。</p>
[乙委員]	<p>ここで処理するというのが、もし、このPFASに汚染されたものが、廃棄物が出た場合、1,100度ぐらいの温度で加熱しないと分解しないらしいのです。だから、当然、ここは1,000度ぐらい、もしくは950度ぐらいが限界なので、多分無理だろうなと私も思っています。だから、間違っても、うちで処理しますよということはないでほしいということをお願いしたかったです。</p>
[議 長]	<p>よろしいですか。 [「はい」と呼ぶ者あり] 質問については、以上となります。 本日は、私の不慣れた議事進行にお付き合いいただきまして、ありがとうございます。 協力いただきまして、ありがとうございました。 進行につきましては、事務局にお返しします。</p>

[事務局] それでは、以上をもちまして令和4年度第4回環境委員会を閉会いたします。
本日は、お忙しい中、ありがとうございました。